

スポーツ安全保険（平成27年度）

※この内容は平成26年度を基に「スポーツ安全保険」の概要を説明したものです。平成27年4月1日MFJは（公財）スポーツ安全協会の運営する「スポーツ安全保険」に団体として加入し、MFJ会員を被保険者として競技活動時における年間の保険として適用します。
 ※保険期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなります。ただし、ライセンス申請が平成27年4月1日以降となる場合には、ライセンス登録日の翌日から補償が開始され、終期は平成28年3月31日までとなります。

1 対象となる事故の範囲（日本国内のみ対象）

- ①MFJ公認、または承認登録された競技会の公式開催期間（MFJが公認した競技会期間）でかつ当該競技会主催者の統轄下において行われた「競技」「予選」「練習」中の事故
 ②MFJ公認、または承認登録された競技会に参加している者の当該競技会の経路往復中の事故

2 加入区分・掛金・補償額

入院・通院については治療日1日目から補償
 また1日当たりの定額保険金での支払い

スポーツ安全保険は「スポーツの種類」や「子供と大人」の加入区分により掛金と補償額が定められ、MFJの場合は下記の加入区分・掛金・補償額となります。
 ※掛金はライセンス会員申請と同時に事務手数料（500円）とともに納めていただきます。

加入区分	掛金	傷害保険				突然死葬祭費用保険	
		死亡	後遺障害 (最高限度額)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		手術
A1 子供 平成28年3月31日 で15歳以下の者 (中学生以下)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円 (事故の日からその 日を含み180日以内)	1,500円 (90日を限度とし事 故の日からその日 を含み180日以内)	事故の日からその日 を含み180日以内の 所定の手術 (1回に限る)	(急性心不全など) 葬祭費用 180万円限度
C 上記以外	1,850円						

3 傷害保険について（MFJ会員の事故で、多く適用される傷害保険についての場合）

- [1対象となる事故]における急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む）が対象
 ①入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼・骨折・打撲・捻挫の場合は、「医師」の治療とみなします。
 ②後遺障害保険金は、程度によって最高額の4%~100%が支払われます。
 (例) ○両眼が失明した場合 100%
 ○両手の手指の全部を失った場合 78%
 ○咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合 50%
 保険期間を通し合算して後遺障害保険金額が限度となります。
 ③治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いいたします。

お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍
	入院中以外	入院保険金日額の5倍

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていない療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します）。
 ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限りです。※1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

- ④通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した場合、その日数に対し、通院保険金が支払われます。
 ⑤入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
 ⑥同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
 ⑦入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院・通院保険金は重複して支払われません。
 ⑧これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

保険金が支払われない主な場合

- ①MFJが公認・承認していない競技会での傷害
 ※公認・承認された競技会に属する走行等でも対象でない場合があります。
 ②MFJ会員登録及びスポーツ安全保険加入手続きが行われていない。（競技会間際のライセンス申請では間に合わない場合があります）
 ③次のような事由により生じた傷害
 ・被保険者や保険金受取人の故意又は重大な過失
 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転
 ・被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失
 ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療措置（保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く）
 ・地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など
 ※テロ行為によるケガは対象となります。
 ④むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの。
 ⑤次のものは傷害に含まれず、保険金が支払われません。
 ・急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります）
 ・野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
 ・成長痛、加齢に伴うもの（変形性関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など
 ⑥他の身体の障害または疾病の影響
 ケガを被ったときに既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
 ⑦日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

4 その他

スポーツ安全保険で設定されている「賠償責任保険」は、自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）の所有・使用・管理に起因する事故は補償の対象とはなりません。

■上記内容は（公財）スポーツ安全協会の規約をもとに、MFJが会員向けに必要な項目を抜粋したものです。
 ※スポーツ安全保険の詳細は（公財）スポーツ安全協会発行の資料またはホームページをご覧ください。
<http://www.sportsanzen.org> 〒105-0003東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光とビル8階 TEL: 03-5510-0022
 ※お問い合わせは東京海上日動火災保険株式会社でも受け付けております。
 東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー TEL フリーダイヤル 0120-789-047

スポーツ安全保険 保険金請求の流れ (MFJ会員の事故で多く適用される傷害保険金の場合)

大会事務局に必ず届け出て負傷の記録を残す

■競技活動中にけがをしたら主催者へ届け出てください

競技活動中にけがをした場合は、程度にかかわらず当日大会事務局へ必ず届け出をしてください。届け出がないと大会事務局に負傷の記録が残らず、スポーツ安全保険金の請求ができない場合があります。

当日、医務室・救護所等で診察や治療を受けなかった場合は、大会事務局に記録が残っていないことがありますのでご注意ください。

MFJへ事故通知依頼をする

■スポーツ安全保険事故通知依頼書を入手してください

事故通知をするためには、「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)／傷害保険」が必要です。入手方法は、

- ・当日、大会事務局に用意があれば、そこで受け取る。
- ・MFJ ホームページからダウンロードする。MFJ ホームページ：http://www.mfj.or.jp
- ・MFJ に電話にて請求する。MFJ ☎：03-5565-0900
- ・MFJ ホームページから送信する。MFJ ホームページ：http://www.mfj.or.jp

MFJより東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ事故通知をする

■スポーツ安全保険事故通知依頼書をMFJにお送りください

「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)／傷害保険」に必要事項を記入し、MFJ本部へ、FAX(03-5565-0907)、郵送、またはオンライン送信にてお送りください。

■MFJから東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ事故通知をいたします

MFJへ提出された「スポーツ安全保険 事故通知依頼書(様式-9b)／傷害保険」の報告内容と主催者より提出された競技会負傷者報告を照合したのち、MFJより東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ事故通知をいたします。

保険会社より保険金請求書類が送られる

■保険会社より保険金請求書が送られます

この事故通知後、東京海上日動火災保険株式会社(以下、保険会社)より保険金請求書類が送付されます。なお、書類の発送には多少日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

※MFJ加入のスポーツ安全保険の保険金請求手続きは、請求書の記入方法や送付先に、他の団体とは異なる点がありますのでご注意ください。

送られてくる書類について

保険会社より、下記のもの送られます。(傷害保険／入通院保険金の場合)

- スポーツ安全保険 傷害保険金ご請求のご案内
(保険金請求書・診断書書式・その他)
- 返信用封筒

請求に必要な書類について

基本的には **傷害保険金ご請求のご案内** のとおりです。
ただし、**必ずご送付いただく書類** ②加入依頼書のコピー につきましても、添付の必要はありません。団体代表者であるMFJが対応いたします。

請求書の記入について

基本的には **5. 保険金請求書記入例** のとおりです。
ただし、**2 団体代表者証明印** **4 加入内容** につきましても、記入の必要はありません。団体代表者であるMFJが記入・捺印いたします。

請求書類の送付先について

※送り先が保険会社ではなく、なぜMFJなのか？
MFJが団体代表者であり、MFJにて記入・捺印をする項目があるためです。

返送先は、**保険会社ではなくMFJです。**
返送先が東京海上日動／関東スポーツ安全保険コーナーと案内されておりますが、**返送先はMFJです。**
返信用封筒、またはご用意いただいた封筒にて、下記送付先までお送りください。

請求書類をMFJへ送る

■保険金を請求する(請求書類を送る)

保険金請求書類はMFJ本部へお送りください。
〒104-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10階
(一財)日本モーターサイクルスポーツ協会・スポーツ安全保険係

保険会社より保険金が支払われる

■保険会社より保険金が支払われます

保険会社で請求内容が確認された後、保険金をご指定の金融機関口座へ振り込まれます。
保険金の支払いなどに関するお問い合わせは
東京海上日動／関東スポーツ安全保険コーナー TEL0120-789-047 まで

後遺障害・死亡保険金、および、突然死葬祭費用保険金のご請求に関しましては、MFJ/スポーツ安全保険係、または、東京海上日動/関東スポーツ安全保険コーナーまでお問い合わせください。

様式 - 9b

スポーツ安全保険 事故通知依頼書(傷害保険)

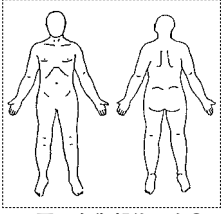
■負傷された場合には、この用紙にて速やかにMFJに事故通知を行ってください。(Fax可)

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が減額されることがあります。

また、保険金請求権には時効がありますのでご注意ください。

記入日 年 月 日

ライセンスNo	ライセンスの種目(該当に○)	ライセンスのクラス(該当に○)
—	ロードレース・モトクロス・トライアル・スノーモビル・エンデューロ スーパーモト・ビットクルー・エンジョイ・その他()	国際・国内・フレッシュマン・ジュニア・PC 国際A級・国際B級・国内A級・国内B級・A級・B級
氏名	保険金請求書送付先(会員登録した住所と同じ場合は記入の必要はありません)	
フリガナ	〒	
	Tel: 日中連絡先:	
生年月日: 年 月 日	E-mail:	

事故日 年 月 日 時頃	競技会名称	主催者/会場
出場種目(該当に○)	出場クラス	ゼッケン
ロードレース・モトクロス・トライアル・スノーモビル・エンデューロ スーパーモト・ミニロード・ミニバイク・ミニモトクロス・その他()		
事故の状況		
◆事故はいつ起こりましたか?(該当に○) 公式練習・予選・決勝レース(ヒート)・その他()		
◆負傷された時の状況を詳しくご記入下さい。(場所* / 原因 / 結果など *往復中はその場所の住所などをわかる範囲で)		
負傷の状況		
◆負傷したのはどの部位ですか(該当に○)	◆傷病名	
 頭部 顔面部 頸部 肩部 鎖骨 胸部 腹部 後背部 腰部 股関節 右/左手(上腕・前腕・手首・指) 右/左足(大腿・下腿・足首・指) 他()	◆治療日数(見込み) *未定の場合は未記入で結構です。 入院 日 通院 日	
◆医療機関名 *複数通われた場合は、全ての医療機関名をご記入ください。		

■スポーツ安全保険請求の流れ

1. 本依頼書がMFJに到着し、主催者からの競技会報告・負傷者リストにて確認後、MFJより東京海上日動・スポーツ安全保険コーナーへ事故通知を行います。
2. 保険会社より負傷された方へ「保険金請求書」が送られます。
3. 保険請求書類をご記入いただき、必要書類(保険金請求書参照)を添えてMFJ・スポーツ安全保険係まで郵送してください。
4. 保険会社にて内容が確認され、ご本人に保険金が支払われます。

■問い合わせ・送付先

(一財) 日本モーターサイクルスポーツ協会 スポーツ安全保険係
〒105-0045 東京都中央区築地3-11-6 築地スクエアビル10F
Tel: 03-5565-0900 / FAX: 03-5565-0907
E-mail: spoan@mfj.or.jp

MFJ記入欄	
受信日	
通知日	
請求日	